

修正案

委員

要綱（骨子）

1、第一 被害者等による少年審判の傍聴

一 家庭裁判所は、少年法第一項第一号に掲げる少年に係る事件であって次に掲げる罪のもの又は同項第二号に係る事件であって次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等・・・・・・・・

を、

一 家庭裁判所は、少年法第一項第一号に掲げる少年に係る事件であって次に掲げる罪のもの（被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等・・・・・・・・

と修正する。

[理由]：触法少年が審判の対象とされる場合は、もっぱら福祉的観点から少年の保護的措置に強制的措置を必要とする場合に限るのであって、触法事実を明らかにするためではない。